

## 事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	安藝 雄一郎
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課	
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	12,787,452

### 1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)									
高齢者や障害者等の要配慮者に対する災害時の避難支援対策を推進します。また、生活困窮者に対しては、相談支援体制を整備し自立促進を図るとともに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。さらに、関係機関や団体と連携して依存症問題の対策に取り組むとともに、ひきこもりを対象とした相談支援体制も整備します。		i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 iii) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 iv) 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進 v) ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備									
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	進捗状況の分析	
	避難行動要支援者の個別避難計画策定済み率(累計)	目標値①		36%	58%	80%	100%		100% (R6)		個別避難計画作成については、市町避難行動要支援者担当課長等会議を開催し県内の進捗状況や課題の共有等を行ったところ、R4.4.1現在、計画の「全部策定」は1市町(4.8%)、「一部策定」は13市町(61.9%)となっている。 また、避難計画策定済み人数は、10,717人(16.7%)(R3.5.1)から4,696人(7.75%)(R4.4.1)と減少したが、市町において計画策定の精査を行った結果であり、課題認識のもと取組が進んでいるものと考えられる。 引き続き、災害対策基本法等の改正による個別避難計画作成の努力義務化を踏まえ、内閣府モデル事業の取組や先進事例などの紹介、情報共有を図りながら、市町に対し継続的な働きかけを行い、まずは優先度の高い要支援者から重点的に同計画の策定を推進していく。
		実績値②	14% (R元)	7%					進捗状況		
達成率②/①			19%					遅れ			

### 2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 (令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容))	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R2目標	R2実績		達成率
				R3実績					R3目標	R3実績		
				R4計画					R4目標	R4実績		
事業実施の根拠法令等			事業対象									
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)									
所管課(室)名												
取組項目1	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	585	293	0	事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。 CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておき、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備している。令和3年度においては、CRT派遣までには至らなかった。 DPATについては、平成28年度の熊本地震派遣を経て、緊急時に現地への派遣ができる体制を図っている。令和3年度では新型コロナウイルスクラスター発生に伴うDPAT派遣実績あり。	【活動指標】	3	2	66%	●事業の成果 ・CRTについては令和3年度は出動実績なし。運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるような体制を整備している。 ・DPATについては、令和3年度1件の新型コロナウイルス感染症クラスター発生に伴い派遣した。 今年度の研修は、感染対策を講じた上で2回に分けて実施した。派遣に至る流れや現地での動きについて関係機関との連携を強化できた。 ●事業群の目標達成への寄与 緊急時に迅速な対応ができるような体制整備の構築に寄与した。
				1,097	549	0		研修会開催回数(回)	3	2	66%	
				1,535	768	0		【成果指標】	40	53	132%	
			H17-	※ CRT(Crisis Response Team)…こころの緊急支援チーム ※DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team)…災害派遣精神医療チーム				こころの緊急支援チーム登録員数(人)	40	53	132%	
障害福祉課	○	—	—	県内の小・中・高・ろう・盲・特別支援学校								

取組項目 ii	○	2	生活困窮者自立支援事業	63,509	22,544	2,564	県の福祉事務所が所管する7町(小値賀町を除く)において、生活困窮者の相談に応じ、アセスメント(困窮の背景・要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること)を実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。(西彼地区、東彼地区、北松地区で実施)	【活動指標】	105	45	42%	●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・長期化するコロナ禍において、新規相談件数は近年増加しており、就労支援対象者はR2年度から倍増したものの、就労・増収に繋げることが難しく目標は達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 生活困窮者への相談対応を通じ、要配慮者の把握に繋がった。	
				55,216	17,308	2,544		就労支援対象者数(人)	105	93	88%		
				65,279	18,408	2,615		【成果指標】	60	44	73%		
			生活困窮者自立支援法第5・6・7条			就労・増収率(%)	75	24	32%				
			H27-	○	—	—	生活困窮者及び被保護者		75				
			福祉保健課	○	—	—			75				
			3	被保護世帯自立推進事業	45,039	30,831	5,868	就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援を行い、就労自立や増収を推進した。 頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	【活動指標】	109	78	71%	●事業の成果 ・これまでの取組により一定数が就労自立し、対象者が減少傾向にあった中、ケースワーカー等による就労意欲・社会参加意欲の向上等の支援に力を入れ、前年度から対象者の増加を図った。 ・新型コロナウイルス感染症が長期化し、求人状況や求職活動に影響や制限を受けたこともあり、目標達成には至らなかったものの、さらに被保護者の一定数が就労による経済的自立につながった。
	44,076	30,227			5,843	R2.3:就労支援を行う就労可能な被保護者数(人)	99		105	106%			
	45,407	30,020			5,761	R4-:就労支援の取組に参加する者の割合(%)	65%						
	生活保護法第55条の7			【成果指標】	52	11	21%						
			H17-	○	○	—	被保護者		50%				
			福祉保健課	○	○	—			50%				
			4	生活保護措置費	2,352,177	770,844	5,085	生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施した。	【活動指標】	数値目標なし	2,352,177	—	●事業の成果 ・生活保護の開始申請に対し、迅速かつ適正に保護を決定した。 ・決定後は、高齢者、傷病者、稼働能力がある者、子どもがいる世帯等、対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員等による支援を行い、最低限度の生活保障と自立の助長が図られた。
	2,293,147	800,445			5,064	生活保護措置費(千人)	数値目標なし		2,293,147	—			
	2,505,590	820,166			4,993	【成果指標】	数値目標なし		1,057	—			
	生活保護法第73条及び第75条			生活保護世帯数(世帯)	数値目標なし	1,053	—						
			S25-	○	○	—	被保護者						
			福祉保健課	○	○	—							
			5	民生委員費	136,879	136,470	3,129	民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。	【活動指標】	120	120	100%	●事業の成果 ・地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、コロナ禍により孤立・孤独問題の深刻化、生活困窮者の増加等もあり、活動日数は目標を達成した。 ・コロナ禍により活動が制限される中、地域住民の身近な相談相手として見守りや相談支援を行うため、創意工夫して活動を続けたが、年間相談・支援件数は目標を達成できなかった。
	136,740	136,166			3,116	民生委員・児童委員の活動日数(日)	120		121	100%			
154,043	152,280	3,072			【成果指標】	60	38		63%				
民生委員法第26条				民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60	42	70%						
		S41-	○	—	—	県民全般、特に高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者等		60					
		福祉保健課	○	—	—			60					
		6	生活福祉資金貸付事業費	4,999,365	9,433	2,347	低所得者や高齢等世帯が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。 また、特例措置として対象に追加された新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対しても迅速な貸付と必要な相談支援を行った。	【活動指標】	数値目標なし	14,592	—	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等に対する特例貸付の実施により、貸付件数が増加したが、生活困窮者自立支援法の各事業と連携することで、必要な相談支援ができた。 ・償還率(特例貸付を除く)は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与している。	
7,716,872	9,433			2,337	資金貸付件数(件)	数値目標なし		12,550	—				
849,275	9,433			2,304	【成果指標】	83		83	100%				
長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例			貸付金償還率(%)	83	84	101%							
		S30-	—	—	—	低所得、高齢、障害、失業者世帯		83					
		福祉保健課	—	—	—			83					



取組項目 v	○	11	指定難病対策費	2,332,166	1,194,695	31,296	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	【活動指標】 指定難病認定件数(件)	数値目標なし	13,293	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ・医療受給者証申請手続等の機会を通じて在宅の難病患者で支援を必要とする者の把握に努め、適切な在宅療養支援へとつなげた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・指定難病患者の受給状況を、市町へ情報提供することにより、避難行動要配慮者の避難行動計画作成に寄与した。
				2,447,208	1,240,602	31,160			数値目標なし	13,514	—	
				2,611,319	1,337,755	30,724			数値目標なし			
			H27-	難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条			難病患者	【成果指標】	—	—	—	—
	国保・健康増進課	○	○	—	—	—			—			
	12	難病特別対策推進事業	11,597	5,799	3,110	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	【活動指標】 難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	812	50%	●事業の成果 ・難病患者や家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。 ・近年は新型コロナウイルス感染症により、難病カフェ等の開催中止など、やむを得ず相談機会が減少したことも影響し、相談件数は伸びていないが、難病患者の自立支援や不安解消に必要なため、継続して支援を行う。	
			20,118	10,059	3,116			1,600	790	49%		
			24,256	12,185	3,072			1,600				
		H18-	難病の患者に対する医療等に関する法律 第28・29条			難病患者・家族	【成果指標】 難病相談・支援センターの支援により就労した人数(人)	20	10	50%	20	
	国保・健康増進課	○	—	—	20							
	13	ひきこもり対策推進事業	1,510	811	15,648	中高年ひきこもりをテーマにして長崎こども・女性・障害者支援センター主催で専門研修を実施した。 また、地域包括支援センター職員等が集まる研修会等において、ひきこもりの相談先(ひきこもり地域支援センター)の紹介を行い、高齢者(ひきこもりの親世代)の支援者との連携体制の構築を図った。	【活動指標】 専門研修の実施回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・R3年度の相談件数の減少については、身近の相談機関である保健所が新型コロナウイルス感染症対応により訪問支援等が実施できなかった影響があったと想定される。 ひきこもり支援者研修会を実施し、支援者のスキルアップ及び関係機関との連携を強化できた。 相談対応件数推移 目標値 実績値 H29 808人 :797人 H30 808人 1,064人 R1 1,050人 1,383人 R2 1,050人 1,085人 R3 1,100人 672人 ●事業群の目標達成への寄与 関係機関と連携し、切れ目ない支援体制構築に寄与した。	
			1,052	527	15,580			1	1	100%		
1,601			801	15,362	1							
生活困窮者自立支援法第7条			1,050	1,085	103%							
H22-					1,100	672	61%					
障害福祉課	—	—	—	ひきこもり当事者及びその家族	1,100							

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、令和3年度は派遣実績なし。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施している。</p> <p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した病院に1件出動した。平成29年度に設置要綱や活動要領を定め、平成30年には運営委員会を設置した。DPAT派遣を通して、DMAT等関係機関との連携や支援が長期化した際のチーム編成について課題がみられた。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CRT 引き続き基礎研修会、フォローアップ研修会を開催し、緊急時に対応できる人材育成を行う。</li> <li>・DPAT 本県被災時に迅速に対応できるようにDPAT隊の育成訓練を行う。 DPAT協力医療機関の増加にむけて精神科病院への依頼を行う。</li> </ul>
<p>ii 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>【生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであり、令和3年度の新規相談受付件数の割合(本県全体人口10万人あたり40.0件/月)は、厚生労働省の定める目標値(16.0件/月)を上回った。また、本県全体の新規相談件数に対するプラン作成割合(33.1%)も全国平均(26.4%)を上回った。</li> <li>・しかし、自立相談支援事業とともに実施することが努力義務とされている任意事業については、個別ヒアリングを行った結果、家計改善支援事業の実施自治体は増加傾向にあるが、就労準備支援事業の実施自治体は伸び悩んでいる。(就労準備支援事業:7自治体実施、46.7%、家計改善支援事業:12自治体実施、80.0%)</li> <li>・また、貧困の連鎖を断つために重要となる子どもの学習・生活支援事業についても利用者の増加を図る必要がある。</li> <li>・長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者等への支援を強化するため、人員加配による相談体制の強化を図り、自立に向けた適切な支援を行うとともに、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して自立支援金の給付を行った。</li> </ul> <p>【生活保護受給者に対する就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労可能な被保護者に対しては、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上で、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援に努めたが、失職期間の長期化、就労経験の乏しき、就労に向けた生活習慣の改善など多様で複合的な課題を抱えた者が多く、就職につながりにくい状況にある。</li> </ul> <p>【医療扶助の適正な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。また、診療報酬明細書については、適正な医療費の算定を行う必要がある。</li> </ul> <p>【生活保護費の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の生活保護受給世帯数は20,929世帯、生活保護人員は26,579人で、保護率は2.05%であった。前年度と比較すると世帯数は219世帯の減、人員は496人の減員となった。本県は全国的に保護率が高いが、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景に都市部の保護率が高いことや、被保護世帯の多くを高年齢世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。</li> </ul> <p>【民生委員・児童委員活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者に関することなどさらに広がりを見せているため、地域福祉に関わる法改正や新制度に関する講習など、社会状況の変化に対応できる取組に注力した。しかし、活動日数は目標を達成したものの、コロナ禍により民生委員の活動相談支援等が難しくなつた中で創意工夫して活動を行ったが、相談・支援件数は目標達成できなかった。</li> </ul> <p>【生活福祉資金貸付事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金の貸付にあたっては生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。また、特例措置として対象に追加された新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対しても迅速な貸付と必要な相談支援を行った。償還率の目標を達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与していると思われる。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>【生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、引き続き未実施の自治体に対して任意事業の積極的な実施を働きかける。</li> <li>・任意事業については、新上五島町で新たに子どもの学習・生活支援事業を開始するなど、引き続き関係機関と連携しながら事業実施自治体の拡大を図る。</li> <li>・長引くコロナ禍や物価高騰の影響により生活困窮者の増加が想定されるため、引き続き、人員加配による自立相談支援体制の強化や自立支援金の給付など必要なサービスの提供を行っていく。</li> </ul> <p>【生活保護受給者に対する就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労意欲、社会参加意欲の向上等が図られるよう、ハローワークと連携し、就労支援員やケースワーカー等が就労に向けた複合的な課題の解決に引き続き取り組む。</li> </ul> <p>【医療扶助の適正な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療扶助相談・指導員等による被保護者の頻回・重複受診等に対する受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し、自立助長を推進する。</li> <li>・更に令和3年1月から実施している被保護者健康管理支援事業により、医療保険におけるデータヘルスを参考に福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。</li> <li>・また、診療報酬明細書については、審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費の算定を行う。</li> </ul> <p>【生活保護費の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、適正な生活保護制度の運用を行う。</li> </ul> <p>(民生委員・児童委員活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な方が民生委員・児童委員への相談へつながるよう、引き続き、県・市町広報誌への掲載等、市町や民生委員児童委員協議会等と連携して民生委員制度を周知していくとともに、市町等と連携して目標達成に向けた取組を行っていく必要がある。</li> </ul> <p>【生活福祉資金貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長引くコロナ禍の影響などにより、生活の立て直しが必要な方への相談支援に適切に対応する体制を引き続き整備するとともに、生活困窮者に対するセーフティネット施策の一つとして、制度の積極的な周知・広報に努めていく。</li> </ul>

<p>iii 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできており、また各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動等、ネットワークづくりも特徴ある取組へと具体化してきている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大により、計画していた事業を中止せざるを得ない状況となったことから、今後はコロナ禍でも実施できる事業体制の構築等検討する必要がある。</p> <p>※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人材</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引続き関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。市町の自殺対策計画に基づいた施策が実施できるよう、県で支援を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国的に自殺者が増加傾向にあることから、県民が相談しやすいようSNS相談モデル事業を開始する等、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。</p>
<p>iv 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>依存症に関する相談は増加傾向にあるが、県民が「依存症が病気である」という認識が十分でないことや本人が病識をもちにくく、相談等につながりにくいことを考えると、専門的な相談対応が行える体制の強化と相談窓口の周知が必要である。また、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。</p> <p>依存症の専門医療機関として、4医療機関及び治療拠点機関として1医療機関選定を行ったが、さらに身近で受診できる体制が必要であることから医療提供体制を整備していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発等の強化</li> <li>・県民向けの講演会を開催する。若年層や新社会人を対象とした講話、リーフレットの配布。</li> <li>・依存症医療提供体制の整備に向けた医療従事者向けの研修会を開催し、依存症専門医療機関等の選定を行う。</li> <li>・アンケート調査結果を基に、教職員を対象とした予防教育教材の作成。</li> <li>・依存症に関する社会資源の乏しい県北・離島地域において、専門医療機関や民間団体と協働した依存症支援体制整備の強化を図る。</li> </ul>
<p>v ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>【指定難病対策費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなシステム導入により、受給者証の交付状況などの問い合わせに対するスムーズな対応や、国庫補助金の実績報告作業の効率化などの効果があった。</li> <li>・県民サービスの向上と職員業務負担軽減、業務の標準化や質の向上のため、業務のデジタル化は継続して進める必要がある。マイナンバーの活用や電子申請システムの確立など、県民の申請手続の利便性向上と更なる事務の効率化に取り組む。</li> <li>・保健所が行う療養支援のほか、システムを活用した災害時の避難支援や感染症などのリスク対策のために必要な、難病患者の療養状況等の基礎データの情報収集や入力内容のルール化を図る。</li> </ul> <p>【難病特別対策推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、メールやWeb会議サービスを活用した相談方法の充実、感染症対策を徹底した上でのイベント実施やリモート会議対応の環境整備による施設利用の拡大を図った。</li> <li>・対面相談や意見交換の場がセンター所在地である長崎市近郊の患者が対象となりがちであったが、定期的に県北地区においても相談会や意見交換会を実施し、難病患者に対する支援を行った。また、その他の離島地域や島原地域においては機会が少ないため、今後開催を検討し、広範囲にわたる難病患者の相談支援の拡充を図る必要がある。</li> <li>・難病医療連携体制の構築として、拠点病院、協力病院を指定しており、難病患者の療養支援のために医療機関、その他の関係機関との連携強化が必要。</li> </ul> <p>【ひきこもり対策推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8050問題についての実態調査を受け、ひきこもり者及びその家族の抱える問題について、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、適切な支援につなげる必要がある。</li> <li>・ひきこもり状態の長期化やひきこもり者及びその家族の支援拒否、無関心などにより支援者の介入が難しい現状がある。</li> <li>・ひきこもり支援者がひきこもりの特性を理解した家族支援や介入方法を習得し、相談支援技術の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>【指定難病対策費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請システムの活用、チャットボットによる24時間の問合せ対応、相談窓口予約などデジタル技術の活用を検討と併せて、国のデジタル化の進捗を注視しながら、申請手続きの簡素化や業務効率化を検討する。</li> <li>・保健所と連携し、申請や相談対応などの機会を捉えて難病患者の情報収集を行い、収集した情報内容の入力基準を定め、難病システムによる効率的なデータ管理と業務への効果的な活用を検討する。</li> </ul> <p>【難病特別対策推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における難病患者の継続的な支援として、メールやWeb会議サービスを活用した遠隔相談などの相談対応の拡充、ホームページによる情報発信など難病患者の相談対応、支援を継続的に実施する。</li> <li>・指定管理負担金の内訳として、県北地区での出張相談経費などを計上して充足を図る。また、他の地域においても予算の範囲で開催の検討を行う。</li> <li>・難病医療連携強化のため、医療機関、関係機関、保健所や在宅療養の支援者など、連携強化のため、定期的に難病医療連携懇談会を実施し、連携強化を図るための課題整理を行い、難病患者や家族の問題解決の支援やアフターフォローに取り組む。</li> </ul> <p>【ひきこもり対策推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8050世帯への支援の充実として、高齢者支援機関への相談窓口の周知や研修等への参加を促し、連携体制の強化を図る。</li> <li>・8050問題についての実態調査をもとに事例集を作成し、支援者を対象とした研修会等において、相談支援技術や支援機関の役割、他機関連携の必要性等について学ぶ。</li> <li>※8050問題：80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題（生活困窮、社会的孤立等）</li> </ul>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	—	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時、迅速に対応できるような体制を整えておくため、引き続き協力医療機関の増加や、人材育成、チーム資機材を整備する。	現状維持
			H17- 障害福祉課				
取組項目 ii	○	2	生活困窮者自立支援事業	担当課長会議の開催や、国の研修会の内容を踏まえた実践的な学びに特化した研修の開催などにより、相談対応従事者の資質向上と新規相談件数の増加、任意事業の取組推進を図る。 また、子どもの学習・生活支援事業については対象者の拡大に向けて、関係機関との連携等、対象者への周知方法を工夫する。	②	引き続き、制度全般について広報誌等を活用し一層の周知を図る。併せて、市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。 任意事業の就労準備支援事業及び家計改善支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、利用者の拡大のため、広報誌等を活用し、より一層の周知を図る。 就労支援をより円滑に行うため、県内の就労訓練事業を行う。 子どもの学習・生活支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。	改善
			H27- 福祉保健課				
	5	民生委員費	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談・支援等について、ニーズに対応できるよう県・市町の広報媒体の活用など、民生委員制度の周知・広報の強化を図る。 12月に実施される民生委員・児童委員の一斉改選に向けて、市町や各民生委員児童委員協議会とのヒアリング及び協議結果を踏まえた適正配置を行う。	②⑨	民生委員・児童委員制度について、地域住民の認知が低く、新たな相談・支援につながらないことが課題であり、県・市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等での周知、地元行事への参加等によるPR活動の充実など、県や地区の民生委員児童委員協議会と連携し制度の周知広報に努める。 また、引き続き民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を強化する。 令和4年度の一斉改選後に欠員が生じた場合は、引き続き、市町や地区民生委員児童委員協議会と連携し欠員補充に取り組む。	改善	
							S41- 福祉保健課
	6	生活福祉資金貸付事業費	—	—	—	低所得者等の経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、生活の安定化に寄与していることから、引き続き、生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、資金の貸付と必要な相談支援を行っていく。	現状維持
S30- 福祉保健課							
7	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者自立支援金等)	—	—	⑧	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今後、相談者の増加が見込まれることから、引き続き、自立相談支援機関の人員体制を強化するなど必要な支援を実施する。	現状維持	
							R3- 福祉保健課
8	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業)	R4補正	—	⑧	国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急総合対策」における新メニュー事業を活用して実施しており、当該事業が令和4年度限りの時限措置となっているため。	終了	
							(R4補正)R4 福祉保健課

取組項目 iii	○	9	自殺総合対策強化事業	コロナ禍による雇用環境の悪化により失業率の上昇が予測されることから、県民が相談しやすい関係機関と連携を図るなど相談体制を強化し、SNS相談モデル事業を開始した。 また、国の自殺総合対策大綱や、地域の実情等を踏まえ、「第4期自殺総合対策5カ年計画」を策定し、計画に基づいた、各機関、団体等の自殺対策の進捗状況を確認しながら、総合的な自殺対策に取り組む。	②⑤⑥	SNS相談モデル事業開始後、相談件数や相談内容等の分析を行い事業の継続について検討を行う。 また、現在、国において策定作業中の新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、策定する「第4期自殺総合対策5カ年計画」に基づき、総合的な自殺対策に取り組み、自殺者の減少を図る。	改善
			H19-				
			障害福祉課				
取組項目 iv	○	10	依存症対策総合支援事業	疾患の理解、相談窓口の周知のための啓発活動の強化に取り組む(県民向け講演会の開催、若年層や新社会人を対象とした講話、またはリーフレットの配布)。医療提供体制を整えていくため、依存症治療拠点機関・専門医療機関を中心とした診療ネットワーク会議や講演会等の開催により連携体制の構築を図る。	⑥	今後も保健・医療・福祉・民間団体等との連携を図り、実態調査結果を踏まえて、本県の実情に応じた依存症対策の充実をより一層図る必要がある。また、依存症専門医療機関及び治療拠点機関を中心とした医療機関間の連携体制の構築など医療連携体制の整備を図る。	改善
			H30-				
			障害福祉課				
取組項目 v		12	難病特別対策推進事業	・難病医療連携協議会事務局を拠点病院である長崎大学病院へ設置したことで、医療機関および関係機関との連携強化を図る。また、担当者協議を定期的に実施し、難病患者支援に関する課題など情報共有を図り、最適な難病医療連携体制の構築を図る。 ・リモートによる会議参加、遠隔相談対応などによりコロナ禍に対応した相談支援地域拡大を図ることとし、併せて、ホームページによる情報発信、受給者証交付の際にパンフレットを同封するなど認知度向上を図り、効果的な相談支援を行う。	②	・難病医療連携体制の強化を図るため、協力病院の認定基準を整理し、地域に応じた適切な体制構築を図る。 ・コロナ禍により、難病患者が相談や意見交換の場が制限される中、より安心安全な感染対策やWeb活用などの手段を講じて、難病患者の不安解消のために支援を継続する。また、長崎、佐世保が中心となっている相談支援等をコロナ感染症の状況を注視しながら、他地域への展開、関係機関との連携強化に取り組む。	改善
			H18-				
			国保・健康増進課				
		13	ひきこもり対策推進事業	実態調査の結果に基づき、ひきこもり支援事例集、情報共有シートを作成し、関係機関による連携会議や研修等で活用するなど包括的なひきこもり支援体制整備の推進を図る。	②	ひきこもり支援事例集等を活用しながら、関係機関との連携強化や研修による人材育成等、包括的なひきこもり支援体制整備の推進を図る。	改善
			H22-				
			障害福祉課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点